

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

## 北海道厚生年金 事案 5025

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和46年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月21日から同年5月1日まで

B社本社に採用され、その後出向により、同社の子会社であるA社で勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のB社からA社へ出向するに至った経緯及び勤務状況に関する具体的な主張並びに複数の同僚の回答等から判断すると、申立人は、B社及びその関連会社に継続して勤務し(昭和46年2月21日にB社本社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和46年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA銀行B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和27年5月1日、同資格喪失日は同年11月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年5月から同年7月までは5,000円、同年8月から同年10月までは6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から同年11月21日まで  
申立期間は、A銀行B支店に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA銀行に継続して勤務していたことが認められる。

また、A銀行B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名で、生年月日も一致する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和27年5月1日、資格喪失日の記載無し）が確認できる。

さらに、上述の被保険者名簿によると、申立人が同期入行で、申立期間にA銀行B支店で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚6人は、いずれも昭和27年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち回答が得られた4人のうち3人は、「申立人を知っている。申立人は、申立期間当時、預金係としてA銀行B支店に勤務していた。同支店には、申立人と同姓の同僚はほかにいなかった。」と回答していることから、上述

の未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、当該未統合の被保険者記録には、A銀行B支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が記載されていないものの、i) 同行から提出された申立人に係る人事記録等により、申立人は、昭和27年11月に同行同支店から同行本店営業部に異動していることが確認できること、ii) 同行は、「人事異動においては、継続して厚生年金保険に加入し、同保険料も引き続き控除される取扱いである。」と回答していること、iii) 異動先である同行本部（申立期間当時における同行本店営業部の適用事業所名）に係る被保険者名簿によると、申立人は、同年11月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人の同行同支店における同保険の被保険者資格喪失日は、同年11月21日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月21日に同保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の未統合の被保険者記録から、昭和27年5月から同年7月までは5,000円、同年8月から同年10月までは6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年3月16日までの期間について、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5年10月から6年10月までは24万円、同年11月から7年2月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成5年10月から7年2月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から7年3月16日まで

A社で勤務した期間のうち、平成3年12月1日から7年3月16日までの期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、同年3月29日付けで、4年10月1日の定時決定を取り消し、3年12月1日に遡って11万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該処理日において86人（申立人を除く。）の同僚の標準報酬月額の記録が、申立人と同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、当該遡及訂正処理について、当該事業所の元取締役は、「当時、A社は多額の社会保険料の滞納があり、その支払が難しい状況にあった。」と

回答している。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、3年12月1日に遡って標準報酬月額に当該減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は11万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成5年10月1日から7年3月16日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、5年10月1日及び6年10月1日の定時決定において、11万8,000円と記録されている。

しかしながら、平成6年1月から同年12月までの期間について、申立人から提出された銀行預金通帳で確認できる同年11月分及び同年12月分の給与振込額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額である上、同年分源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であることが推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成6年1月から同年10月までは24万円、同年11月及び同年12月は22万円とすることが妥当である。

また、平成7年1月及び同年2月について、申立人から提出された銀行預金通帳で確認できる給与振込額は前月までの振込額より高額又は同額となっており、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額である上、複数の同僚の給与明細書において、当該期間についても前月までと同額の厚生年金保険料が継続して控除されていたことが確認できることから判断すると、申立人も当該期間について前月までと同額の厚生年金保険料が継続して控除されていたと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票により推認できる平成6年12月の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

さらに、平成5年10月から同年12月までの期間について、申立人は、給与明細書等を保管していないが、複数の同僚の給与明細書により、同年10月から6年5月までの厚生年金保険料控除額は同額であったことが確認で

きることから判断すると、申立人も当該期間について上記源泉徴収票により推認できる同年1月から同年5月までと同額の厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成5年10月から7年2月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票等において推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票等において推認できる報酬月額又は同保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年8月まで

私がA市にある「B医院」に就職した昭和52年4月頃に、院長が、私の国民年金の加入手続を行い、それ以降、同医院が厚生年金保険適用事業所となるまで、私と同僚の国民年金保険料をまとめて納付してくれていたのに、年金記録では申立期間が未加入とされている。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを院長から聞いたので、申立期間が国民年金に未加入であり、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月頃から勤務していたA市にある「B医院」の院長が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、55年8月15日にC市D区で払い出されたことが確認でき、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人は同年8月5日に任意加入により初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同日に行われたものと認められる。

また、申立期間当時、申立人の住民登録はE町であったことが申立人の戸籍の附票により確認できるが、同町及び居住していたA市において、申立人の国民年金加入記録は確認できず、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、「B医院」の院長は、従業員が国民年金保険料を納付できるよう賃金に保険料額を加算していたと思うが、従業員の保険料を納付していたことはないと述べている。

加えて、院長が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに院長が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 2380 (事案 1975 及び事案 2258 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から同年10月までの期間及び61年4月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月から同年10月まで  
② 昭和61年4月から62年6月まで

前回、記録の訂正が認められなかった期間について申立てをしたが、年金記録確認第三者委員会から年金記録の訂正は不要との決定通知をもらった。

今回、国民年金保険料を納付したA信用金庫の窓口担当職員の名前を思い出したので、保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和59年7月から同年10月までの期間、61年4月から平成元年3月までの期間、2年5月及び同年7月から3年3月までの期間の申立てをしていたところ、昭和62年7月から平成元年3月までの期間、2年5月及び同年7月から3年3月までの期間については、国民年金保険料の納付があったものと認められた。一方、昭和59年7月から同年10月までの期間及び61年4月から62年6月までの期間については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成元年8月から同年10月までの間に払い出されたものと推認できることから、同年8月の時点で、昭和59年7月から同年10月までの期間及び61年4月から62年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であること、ii) 59年7月から同年10月までの期間については、申立人は、平成2年頃に社会保険事務所から送付された納付書により保険料を納付したと述べているが、国民年金の未加入期間である当該期間については、申立人に納付書が送付されないこと、iii) 申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が昭和59年7月から同年10月までの期間及び61年4月から

62年6月までの期間の保険料を納付した事実を確認できる資料（家計簿、確定申告書等）も無いこと等の理由から、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとされた。これら当委員会の決定は、既に平成23年4月15日付けで通知が行われている。

その後、申立人は、再申立てに当たり、申立期間①について、当初の申立期間に加えて昭和59年6月も申立期間としているが、新たに提供した情報は無く、申立期間②について、納付書により毎月、国民年金保険料を納付したと主張を変更しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年8月から同年10月までの間に払い出されたものと推認できることから、申立人は申立期間②当時、国民年金に未加入であり、保険料を現年度納付していたとは考え難い。また、申立期間②のうち昭和62年1月頃から同年3月頃までは、B市C区のA信用金庫で保険料を納付したと主張しており、証人として同金庫の窓口職員の名字を挙げているものの、個人を特定できず証言を得ることはできないことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に平成24年7月13日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、前回の再申立てにおいて名字のみ挙げたA信用金庫の職員について、改めて氏名を挙げ新たな事情としているが、申立人が挙げた氏名により個人を特定することができないことから、国民年金保険料の納付について証言を得ることはできない。

これらは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、平成9年頃にA市役所から国民年金保険料を納付していないことを指摘され、同市役所で納付した。  
申立期間が未納となっていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、A市役所の窓口で現金で一括して納付した。」と述べているところ、申立人が、平成8年6月にA市に転居した時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となるが、同市は、「市役所の窓口では、過年度の国民年金保険料を納付することはできず、庁舎内に過年度の国民年金保険料を納付できる金融機関も無かった。」と回答しており、同市役所では申立期間の保険料を納付することができなかったことから、申立人の主張は同市の取扱いと符合しない。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料を納付したことは記載されておらず、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 5028 (事案 4727、4846 及び 4944 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月頃

申立期間については、A社でマンション管理人として雇用され、1週間の研修後にBマンションで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、これまで3回にわたり、第三者委員会に対し、年金記録の訂正を申し立てたが、いずれも認められないとの通知をもらった。

新たな資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、「申立期間当時の関係資料が保存されておらず、申立人が当社に勤務していたかどうかは不明である。また、マンション管理人の労働時間は、人によりまちまちであるが、当社では労働時間が週 30 時間以上の者については、正社員及びアルバイトにかかわらず社会保険に加入させている。したがって、仮に申立人が当社に勤務していたとしても、厚生年金保険の加入記録が無いということは、申立人が当該労働時間数を満たしていなかったものと思われる。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料控除の状況について確認することができないこと、ii) 申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立ての事実を確認できる証言は得られないこと、iii) オンライン記録によると、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、法定免除期間中であったことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 9 月 13 日付け、26 年 2 月 6 日付け及び同年 5 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料等を提出することなく、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日  
② 平成 16 年 8 月 25 日

A社から支給された賞与について、申立期間の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成 21 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、23 年 9 月 16 日に清算終了している上、同社の人事記録等を引き継いでいるとするB社は、「申立人に係る賃金台帳等の当時の書類は保管していないので、申立人に対し申立期間に係る賞与が支給されたか否かについては分からない。」と回答している。

また、A社から賞与の支払を受けたとする複数の同僚が本件と同じく標準賞与額についての申立てを行っており、当該申立ての調査において同社から提出された賃金台帳によると、これらの同僚は、平成 16 年 2 月 25 日及び同年 8 月 25 日に、それぞれ月例給与とともに賞与を支給されていたことが確認できる。金融機関から提出された申立期間に係る申立人の入出金記録によると、両日に振込みがあったことは確認できるものの、当該振込額からは、申立人が、前述の複数の同僚と同様に、月例給与以外に申立期間に係る賞与が支給されたことまでは確認できない上、同社の代表清算人から提出された申立人の 16 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる申立人の標準報酬月額及び当時の保険料率を基に推計した年間の社会保険料額とおおむね一致していることから判断すると、申立人が、申立期間において同社から賞与を支給されたこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。



このほか、申立人の申立期間に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。